

平成29年（2017年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成29年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年9月5日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津 武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企画課長	宮原 俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建設課長	植地 俊文
水道課長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 裕一
教育長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書記	佐々木 猛
書記	奥川 賀夫	書記	疇地 啓太

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 近澤チヅル 8番 入江康仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津充議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年8月3日に開催されました、三重県町村議会議長会第69回定期総会におきまして、町村議会議員として満13年以上在職者の入江康仁議員に対する表彰が行われました。

ここに表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、入江康仁議員、前のほうへお願いいたします。

表彰状 紀北町 入江康仁様

あなたは多年議会議員として地方自治の振興に尽くされその御功績はまことに顕著であります。

よってここに記念品を贈り表彰いたします。

平成29年8月3日

三重県町村議会議長会

会長 飯田徳昭

おめでとうございます。

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年9月紀北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、会期日程表を朗読させていただきます。会期日程表をご覧ください。

平成29年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月5日、火曜日、午前9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付が午後1時まででございます。

第2日、9月6日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月7日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月8日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月9日、土曜日、休会。休日。

第6日、9月10日、日曜日、休会。休日。

第7日、9月11日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月12日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、9月13日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、9月14日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、9月15日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、議事日程第1号でございます。

平成29年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第6 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第7 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第8 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第9 議案第40号 | 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

- 第10 議案第41号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第42号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第19 認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第4号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第24 報告第3号 平成28年度健全化判断比率の報告について
- 第25 報告第4号 平成28年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第26 陳情案件

以上でございます。

玉津充議長

これより、議事に入ります。

日程第1

玉津充議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 近澤チヅル君

8番 入江康仁君

のご兩名を指名します。

日程第 2

玉津充議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 5 日から 9 月 15 日までの 11 日間にしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、9 月 5 日から 9 月 15 日までの 11 日間とするこ
とに決定しました。

日程第 3

玉津充議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 8 月 28 日に、議会運営委員会が開催され、9 月定例会に関する運営等について協
議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、本定例会に提出され、受理した案件は、諮問等人事案件が 7 件、補正予算等一
般議案が 7 件、認定案件が 5 件、報告 2 件の合計 21 件となっております。

また、陳情 1 件、要望 1 件、意見書提出依頼 3 件を受理しております。

なお、陳情につきましては、総務産業常任委員会に付託するとの確認をいただいております。

また、三重県町村議会議長会と全国森林環境税創設促進議員連盟からの意見書提出依頼については、総務産業常任委員会のほうで協議をお願いします。

なお、要望と三重県森林組合連合会及び三重県木材組合連合会からの意見書提出依頼については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合わせにより、決算特別委員会を設置して審査することになっています。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は6名とし、構成については、総務産業常任委員会から3名、教育民生常任委員会から3名を選出させていただきます。

なお、議案については、本日の本議会において、追加議案として提出したいと思っております。各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。

なお、通告書の受付は、本日、8時30分から受付を開始し、締め切りは午後1時までとなっております。通告書の締め切り時間には十分に注意しつつ、お早めに提出してください。なお、質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成29年度普通会計の7月分と、平成29年度水道事業会計の7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、慶弔関係であります。元紀伊長島町議会議員の加藤善一さんが、去る6月17日にご逝去されました。加藤氏におかれましては、昭和46年の初当選から平成3年5月31日の任期満了に伴う引退までの連続5期20年、町議会議員として、地方自治の発展に多大なご尽力をされました。ご冥福をお祈りいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を

求めましたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他の関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議は、クールビズを実施することにしております。ただし、本会議については、上着、ネクタイを装着することとします。なお、ワイシャツにつきましては、華美なものは避けることを願います。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施します。

また、議員バッジについては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないこととします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間で、秋の全国交通安全運動が展開されます。

議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして、交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月27日、午後3時30分から紀北教育会館において、交通安全ポスター優秀作品表彰式及び交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によって、はじめてその効果を期待するものであります。何卒、多くの方の参加をお願い申し上げます。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、6日、7日目の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

玉津充議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、汚染土壌処理施設にかかる事業撤退報告書の提出についてでございます。

平成29年9月1日付けで、株式会社ソイルテックジャパンより、上里地区で計画しておりました汚染土壌処理施設につきまして、事業を撤退する旨の事業撤退報告書が提出されました。

また、訴訟につきましても、株式会社ソイルテックジャパンから提起しないとお聞きいたしましたので、ご報告を申し上げます。

このことにつきましては、議会をはじめ、町民の皆様のおかげと考えておりまして、心から御礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、紀北町防災訓練の結果報告でございます。

去る9月3日に実施いたしました、平成29年度紀北町防災訓練について、ご報告いたします。

今回の防災訓練は南海トラフ巨大地震と、それに伴う大津波が発生したという想定のもと実施し、各自主防災会におきまして、その想定を踏まえ高台への避難を重点的に、訓練を行っていただきました。

当日の住民の方の参加につきましては、3,689名、消防団員や両消防署員、役場の職員の参加は約400名でありました。なお、各自主防災会では避難訓練に引き続き、それぞれの地域にあわせた特徴のある防災訓練を実施していただいております。

今後も、町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防・行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただき、大変ありがとうございました。

以上、ご報告をさせていただきます。9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

玉津充議長

以上で、行政報告を終わります。

玉津充議長

お諮りします。

日程第5 諮問第1号から日程第11 議案第42号の7件につきましては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第1号から日程第11 議案第42号の7件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

人事案件7件につきましては、提案者から提案理由の説明を求めするため、一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件7件につきましては、一括議題とすることに決定しました。

日程第5～日程第11

玉津充議長

それでは、提案者から、提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました、人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります

が、人権擁護委員の島原3534番地、上野まみ氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成21年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、同委員として、老人福祉施設での経験を生かし、常に人権意識の向上と積極的な態度をもって職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の廣瀬梅代氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として、島勝浦228番地、中村由紀美氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

廣瀬梅代氏におかれましては、平成21年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の中村由紀美氏におかれましても、幼児教育に精通し、子どもの人権に関心があり、地域社会に根ざした積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の田ノ上道夫氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として引本浦876番地4、芝原孝史氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

田ノ上道夫氏におかれましては、平成23年10月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の芝原孝史氏におかれましても、行政書士としての見識も広く、高齢者や子どもの人権に関心があり、地域社会に根ざした積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の稲葉澄子氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任といたしまして、相賀1147番地9、松島保秀氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

稲葉澄子氏におかれましては、平成26年10月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の松島保秀氏におかれましても、行政関係に精通し、生涯学習活動を通して、人権教育にも関心があり、地域社会に根ざした積極的な活躍が期待できることから、適任であると判断したものであります。

議案第40号と議案第41号の紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2議案であります。紀北町固定資産評価審査委員会委員の奥田眞介氏、高須悦子氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。2氏におかれましては、紀北町固定資産評価審査委員会委員として、ご尽力をいただいております。同委員としての識見を有する2氏を引き続き選任いたしたく、議案第40号で東長島287番地19、奥田眞介氏、議案第41号で東長島272番地1、高須悦子氏を選任する同意を求めるものであります。

議案第42号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町固定資産評価審査委員会委員の岡本哲男氏が、本年11月27日をもって任期満了により退任されますので、後任として、相賀717番地、塩崎剛尚氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

岡本哲男氏におかれましては、平成15年10月に旧海山町において、固定資産評価審査委員会委員に就任され、長きにわたり同委員として、多大なご尽力を賜っていただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の塩崎剛尚氏におかれましても、優れた人格と高い識見を有することから、適任であると判断したものであります。

以上、人事案件は7件であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

玉津充議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第40号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第41号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第42号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

玉津充議長

諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩とします。

10時15分まで休憩します。

(午前 9時 59分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 15分)

玉津充議長

これより、討論、採決に入ります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については、適任という意見を付して答申することに決定し

ました。

次に、日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、諮問第3号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、諮問第4号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第9 議案第40号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第9 議案第40号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第10 議案第41号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第10 議案第41号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第11 議案第42号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第11 議案第42号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12～日程第23

玉津充議長

お諮りします。

日程第12 議案第43号から、日程第23 認定第5号までの12件については、提案理由並びに内容の説明を求めるため、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第23までの12件については、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件について、ご説明を申し上げます。

議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるため議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億558万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億9,995万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,599万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,618万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,930万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額を変えず、歳入のみ、繰入金から1,189万6,000円を減額し、繰越金に同額を増額するという組み替え補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収支につきまして、営業費用を64万8,000円増額し、総額を4億354万9,000円に、資本的収入につきまして、企業債など2,130万円を増額し、総額を2億1,359万3,000円に、資本的支出につきまして、建設改良費を2,130万円増額し、総額を3億4,780万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成28年度の決算であります。認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものであります。

以上、7件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

議案49号のところで、平成28年度を29年というたで、29年を28年の訂正。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分についてでございます。これを平成29年度と、私のほうは読み違えたということでございますので、平成28年度と訂正をお願い申し上げます。

玉津充議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

玉津充議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第43号についての内容説明を求めます。

植地建設課長。

植地俊文建設課長

それでは、議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書15ページをお願いします。

議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

16ページは、改正文でございます。

詳細につきましては、17ページから18ページの新旧対照表で説明いたします。右が旧条例、左が新条例でございます。

まず、17ページでは、公営住宅法施行規則の一部が改正され、本条例第12条、第13条、第15条において引用する下線部分の条項の条ズレ及び、17ページから18ページでは、公営住宅法施行令の一部が改正され、本条例第37条、第38条において引用する下線部分の条項の条ズレが生じたものでございます。

16ページの附則につきましては、条例の施行日を公布の日から施行するとしておりま

す。

なお、本条例の改正につきましては、公営住宅法施行令等の改正に伴う条ズレであり、入居者の資格等に変更が生じるものではございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

玉津充議長

次に、議案第44号についての内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億558万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億9,995万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、第2表 地方債補正の変更につきましては、合併特例事業の限度額を1,180万円増額し、8億2,030万円に、緊急防災・減災事業の限度額を310万円増額し1,740万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業費補助金257万8,000円の増額は、対象となる農用地面積の増加に伴う、多面的機能支払交付金の2万6,000円の

増額と、農地の耕作条件の改善を図るための、高度水利機能確保基盤整備事業費補助金255万2,000円を新たに計上するものでございます。

第7目・消防費補助金161万3,000円の減額は、町内の避難所に整備を予定していた、防災倉庫の整備に対する地域減災力強化推進補助金161万3,000円を減額しようとするものであります。

なお、防災倉庫の整備のうち、起債対象となる部分については、緊急防災・減災事業債による財源振替を行うこととしています。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億5,524万2,000円の減額は、当初予算及び補正1号で、財政調整基金より繰り入れを行った一部を繰り戻しするものでございます。

第2項・特別会計繰入金、第1目・特別会計繰入金1,472万円の増額は、後期高齢者医療特別会計繰入金で、前年度歳計剰余金のうち、前々年度療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

8ページをご覧ください。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金5億2,717万5,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、平成28年度決算に基づく、前年度繰越金を5億3,717万5,000円のうち、当初予算計上分を除いたものでございます。

第19款、諸収入、第5項、第6目ともに雑入306万2,000円の増額は、船津川排水機場の設備改修のため、土地改良施設維持管理適正化事業交付金270万円の増額と、消防団員安全装備品整備等助成事業の助成が決定したことにより、助成金36万2,000円を、新たに計上するものでございます。

第20款、第1項ともに町債、第1目・総務債1,180万円の増額は、倉庫等として利用している、旧給食センターなどを解体するため、庁舎等除却事業債1,180万円を新たに計上するもので、合併特例事業債でございます。

第7目・消防債310万円の増額は、消火栓新設事業債40万円の増額と、県補助金を減額する防災倉庫の整備の財源として、防災倉庫整備事業債270万円を、新たに計上するもので、いずれも緊急防災・減災事業債でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は3億7,139万3,000円を増額し5億6,969万4,000円とするものでありますが、基金管理事業3億7,139万3,000円

は、財政調整基金1億円、減債基金1億6,858万8,000円、環境衛生施設整備基金1億円、地域づくり事業基金280万5,000円を、それぞれの基金に積立てる、積立金の増額でございます。

第7目・支所及び出張所費は1,294万1,000円を増額し、3,920万1,000円とするものでありますが、海山総合支所管理事業1,294万1,000円は、海山総合支所の自動火災報知設備の受信機を取り替えるための修繕費43万2,000円の増額と、現在海山総合支所の倉庫等として利用している、旧給食センター等の施設について、老朽化により、一部危険な状態が発生したことから、施設を除却する解体等の工事請負費1,250万9,000円を新たに計上するものでございます。

10ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は、503万4,000円を増額し、4,804万7,000円にするものでありますが、農政総合企画事業3万4,000円は、多面的機能支払交付金の対象となる、農用地の面積増加に伴う事業補助金の増額でございます。

高度水利機能確保基盤整備事業500万円は、農地の耕作条件の改善を図り、収益の見込める作物への転換などを推進するため、小山浦地内の農道を舗装する工事請負費を新たに計上するものでございます。

第5目・農地費は1,115万6,000円を増額し、5,329万2,000円とするものでありますが、海岸環境整備事業22万3,000円は、和具の浜海水浴場にかかる、施設の修繕費15万8,000円の増額と、警備等の施設管理委託料6万5,000円の増額でございます。

一般土地改良事業672万3,000円は、農業用施設等の修繕費262万1,000円の増額と、山本及び志子奥地内の水路整備等の工事請負費410万2,000円を、新たに計上するものでございます。

土地改良施設維持管理適正化事業374万2,000円は、船津川排水機場の設備等の改修に要する工事請負費374万2,000円の増額でございます。

有害鳥獣駆除事業46万8,000円は、三浦地区獣害処分施設にかかる、倉庫兼休憩所の整備に要する工事請負費を、新たに計上するものでございます。

11ページをご覧ください。

第2項・林業費、第3目・林業施設費は200万円を増額し、7,255万4,000円とするものでありますが、林道・治山関係事業200万円は、台風5号などの大雨で傷んだ林道等

の補修等に要する修繕料の増額でございます。

12ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は36万2,000円を増額し、3,878万8,000円とするものでありますが、消防団員活動事業36万2,000円は、消防団員安全装備品整備等助成事業により、消防団員の装備品の充実に向け、消耗品費を増額するものでございます。

第3目・消防施設費は、40万円を増額し、2,269万3,000円とするものでありますが、消防機械器具整備管理事業40万円は、相賀地内の水道管敷設替えに伴い、消火栓1基を更新する事業負担金の増額でございます。

第5目・災害対策費は、地震・津波災害避難路等整備事業のうち防災倉庫整備にかかる財源を、県補助金から緊急防災・減災事業債に振り替えることによる財源更正でございます。

13ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は、80万6,000円を増額し、8,375万3,000円とするものでありますが、児童生徒スクールバス運行事業費、80万6,000円は、赤羽中学校に遠距離通学する生徒のスクールバス利用による、安全な通学の確保に伴い、運行日数の増加に対応するための、事業委託料を増額するものでございます。

14ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第2目・教育振興費は、90万1,000円を増額し、2,456万8,000円とするものでありますが、要保護及び準要保護生徒就学援助事業90万1,000円は、来年度、中学校に進学予定の就学援助対象生徒の、新入学用品費について、国の要保護補助単価引き上げに準じた支給額の引き上げと、支給時期を入学前の3月に実施するための扶助費の増額でございます。

15ページをご覧ください。

第9款・教育費、第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は、29万7,000円を増額し、1億2,013万円とするものでありますが、集会施設等管理運営事業29万7,000円は、若者センターの浄化槽ブロアーの故障に伴う修繕料の増額でございます。

16ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は、29万円を増額し、1,355万5,000円

とするものでありますが、スポーツ交流推進事業29万円は、作成から10年を経過した美し国三重市町対抗駅伝の紀北町チームのユニホームを、新たに作成するための消耗品費の増額でございます。

17ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、18ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は、118億2,877万円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分1,490万円の増額により、15億6,420万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億4,708万1,000円を差し引きしますと、当該年度末現在高見込額は、121億4,588万9,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

玉津充議長

次に、議案第45号、46号についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,599万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,618万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます

すので、6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金9万1,000円の減額は、平成29年度分の老人保健医療費拠出金の決定に伴い、療養給付費等負担金の内、老人保健医療費拠出金分を減額するものでございます。

同じく、第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・財政調整交付金59万4,000円の増額は、電算システムの改修に対する特別調整交付金の増額によるものでございます。

第5款・第1項・第1目ともに、療養給付費交付金5万9,000円の減額は、療養給付費等負担金の減額と同じく、老人保健医療費拠出金の決定に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに、前期高齢者交付金6,723万5,000円の増額は、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の決定に伴うものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに、繰越金830万8,000円の増額は、前年度事業費の精算によるものでございます。

第12款・諸収入、第4項、第7目ともに、雑入5,000円の増額は、前年度の老人保健医療費拠出金の精算に伴う、社会保険診療報酬支払基金からの返還金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費59万4,000円の増額は、電算システム改修に伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費は、前期高齢者交付金額の決定に伴い、財源を更正させていただくものでございます。

10ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費につきましても、前期高齢者交付金額の決定に伴い、財源を更正させていただくものでございます。

11ページをご覧ください。

第3款・第1項ともに、後期高齢者支援金等の第1目及び第2目は、後期高齢者支援金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

12ページをご覧ください。

第4款・第1項ともに、前期高齢者納付金等の第1目及び第2目の補正は、前期高齢者納付金及び事務費の決定に伴うものでございます。

13ページをご覧ください。

第5款・第1項ともに、老人保健拠出金の第1目及び第2目は、老人保健医療費拠出金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

14ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに、介護納付金1,244万円の減額は、介護給付費納付金の決定に伴う減額でございます。

15ページをご覧ください。

第9款、第1項ともに、基金積立金、第1目・財政調整基金積立金9,707万5,000円の増額は、交付金等の額の確定により、増額するものでございます。

なお、このことに関しまして、本町の医療費はC型肝炎等の高額薬剤の出現により、平成27年度から急激に医療費が増加したことをうけ、平成28年度の3月議会定例会でご承認いただき、一般会計からの法定外の繰入を予定しておりました。

ところが、薬価改正等によりまして、平成28年度後半の医療費の伸びが落ち着いたことで、一般会計からの法定外の繰入なしに、1,830万8,000円の繰越金が発生したということ、また、前述のとおり、前期高齢者の医療費の増加等により、前期高齢者交付金が当初より6,723万5,000円増加したこと等により、結果的には、現段階において剰余金を基金に積み立てることとなった次第であります。

医療費につきましては、今後も高額薬剤の出現等により、大きく変動するものでありますので、平成29年度におきましても、楽観視できない状況と考えております。

次に、16ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項・第3目ともに、償還金762万7,000円は、平成28年度の退職者医療交付金の精算に伴う、社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

以上で、議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第46号の平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度 紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,930万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに、繰越金2,066万1,000円は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金、594万1,000円の増額は、前年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金1,472万円の増額は、前年度療養給付費の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

玉津充議長

次に、議案第47号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算総額の増減はございませんが、歳入予算の組み替えを行うものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは、歳入予算についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,189万6,000円を減額し、316万3,000円とするものでございます。

続きまして、第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、1,189万6,000円円を増額し、1,189万7,000円とするもので、平成28年度決算による歳計剰余金でございます。

この歳計剰余金をもとに、第5款・繰入金と第6款・繰越金の歳入予算の組み替えを行うものでございます。

以上で、議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

玉津充議長

次に、議案第48号、49号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成29年度紀北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成29年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、

第1款・水道事業費用の、既決予定額4億290万1,000円に、補正予定額64万8,000円を増額し、計を4億354万9,000円に。

第1項・営業費用の、既決予定額3億6,800万2,000円に、補正予定額64万8,000円を増額し、計を3億6,865万円に補正するものでございます。

次に、(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,421万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,161万1,000円、過年度分損益勘定留保資金103万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,156万9,000円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の、既決予定額1億9,229万3,000円に、補正予定額2,130万円を増額し、計を2億1,359万3,000円に。

第1項・負担金の、既決予定額400万円に、補正予定額40万円を増額し、計を440万円に。

第3項・企業債の、既決予定額1億3,980万円に、補正予定額2,090万円を増額し、計を1億6,070万円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・資本的支出の、既決予定額3億2,650万4,000円に、補正予定額2,130万円を増額し、計を3億4,780万4,000円に。

第1項・建設改良費の、既決予定額1億9,631万8,000円に、補正予定額2,130万円を増額し、計を2億1,760万8,000円に補正するものでございます。

次に2ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

起債の目的が、上水道建設改良資金にあてるためのものの、限度額につきまして、既

決予定額 1 億3,980万円に、補正予定額2,090万円を増額し、計を6,070万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、別紙のとおりでございます。

平成29年9月5日 提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書の11ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書でございます。

収益的支出の支出についてでございますが、

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費に、64万8,000円を増額し、1億187万1,000円とするものでございます。

これにつきましては、総合住民情報システムの更新に伴い、水道料金システムを更新するための業務委託料でございます。

次に12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入についてでございますが、第1款・資本的収入、第1項・負担金、第1目・負担金に40万円を増額し、440万円とするものでございます。

これは消火栓設置工事に伴う負担金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債に、2,090万円を増額し、1億6,070万円とするものでございます。

これにつきましては、水道事業にかかる起債の借入によるものでございます。

支出についてでございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費に2,130万円を増額し、1億8,070万円とするものでございます。

これにつきましては、紀伊長島地区配水管支障移転工事、相賀地区配水管布設替工事、長島地区配水管布設替工事にかかるものでございまして、紀伊長島地区配水管支障移転工事におきましては、布設の水道管が、道路改良工事等の支障となることから工事を行うものでございまして、山本地区、三浦地区、江竜地区の3箇所で行うものでございます。

以上で、議案第49号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

上野隆志水道課長

引き続きまして、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分について、

ご説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金5億9,501万4,646円のうち、130万円を減債積立金に積立て、2,278万2,893円を建設改良積立金に積立て、4億7,903万3,914円を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求める。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

20ページをお願いします。

平成28年度紀北町水道事業会計決算書の抜すいでございます。

4. 平成28年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高5億9,501万4,646円のうち、議会の議決による処分額といたしましては、5億311万6,807円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に130万円を積立て、建設改良積立金に2,278万2,893円を積立て、資本金に4億7,903万3,914円を組み入れたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

失礼しました。2点、読み間違いというか、間違いがありましたので、訂正のほうをお願いします。まずは予算書の1ページの一番下の段にあたります、第1項・建設改良費の合計額をですね、2億1,760万8,000円と報告しましたが、正しくは2億1,761万8,000円でございます。

それともう1点、次の2ページ目の起債の企業債の合計額を、6,070万円と報告させていただいたんですが、正しくは1億6,070万円ということで、訂正のほどよろしくをお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、以上で終わります。

玉津充議長

ここで暫時休憩とします。11時20分まで休憩します。

(午前 11時 06分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 11時 20分)

玉津充議長

続きまして、決算関係であります。まず、最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成28年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成28年度紀北町育英基金運用状況調書

平成28年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成28年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月23日

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛。家崎仁行議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、25ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などは適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は103億5,097万9,367円であり、前年度対比2億3,717万769円(2.35%)増額となっている。

財源別にみると自主財源は、30億4,055万2,810円で、前年度比9.27%の増額、依存財源は、73億1,042万6,557円で、前年度比0.29%の減額となっている。これは、繰入金の前年度比1億2,470万2,566円(41.83%)増額していることと、寄附金では引き続き、ふるさと納税の返礼品制度が好評なことから、前年度比3,289万8,456円(38.26%)増額していることによる。

一方、主たる自主財源の町税については、収納率が92.52%と、前年度より上昇しているものの、収入額は前年度比691万295円(0.46%)減額となっており、依然、この地域を取り巻く少子高齢化などによる就労人口の減少等が影響していることが考えられる。

引き続き収納率の向上と、税以外の収入源の確保にも研究を重ねられたい。

歳出決算については、相賀本地地区における津波避難ビルを兼ねた健康増進施設の着工や、「ちょい減らし+10」など、重点施策である地震・津波対策、健康増進事業への

取り組みを行っており、支出額は、前年度比3億855万7,117円(3.26%)増額となっている。

なお、3億9,111万5,430円の不用額が発生していることから、予算の適正な管理と執行に努められたい。

先般、当地域の「尾鷲ヒノキ林業」が、日本農業遺産第一号に認定されたことにより、今後一層関係団体と連携を図りながら、地域の木材関連産業の活性化につなげていただくとともに、清流銚子川などの観光資源を最大限に活用して、まちの魅力を広く発信し、交流人口の増加による地域経済の活性化に取り組んでいただきたい。

全国的には、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われているが、本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。また、全国各地で局地的な集中豪雨などによる災害が発生していることから、防災・減災対策に引き続き、取り組んでいただくとともに、紀北町の新たなまちづくりの指針となる、「紀北町第2次総合計画」や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「地方創生交付金」など各種交付金などの有益な財源を活用して、地域の特性、住民のニーズに対応した財政運営に努められたい。

松永剛監査委員

続きまして、平成28年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成28年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成29年6月28日から平成29年8月23日

3. 審査を実施した監査委員

私、松永剛。家崎仁行議員でございます。

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後ページ、4ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

平成28年度の水道事業会計決算については、収入支出及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績は概ね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ建設改良に係る投資も実施しているなど、比較的良好な経営状況にあると考えられる。

建設改良費については、三浦地区、中桐地区、海野地区、上里地区の配水管布設替工事などを実施している。これは、平成27年度から引き続き水道課に工務専属技師が配属されたことに伴い、計画的な事業執行が可能となったことによるものと思われる。

一方、年間有収水量率については、56.3%と昨年度より1.4ポイント減少しており、引き続き低い状況にある。その原因と思われる老朽管については、計画的に布設替えは行っているものの、数値の低下が見られることから、その要因を含め調査と対策を進め、有収水量率の向上に努められたい。

また備品などの在庫品の管理について、近年は金属類の盗難事件が全国的に発生していることから、その対策と在庫管理について適正に実施していただきたい。

収納率については、現年度分では、99.32%と前年度対比で0.08%減少しているものの、引き続き高い水準を維持しており、平成27年8月から水道料金をコンビニエンスストアなどで納付できる収納方法を導入したことによる利便性の向上などの効果が表れたものと思われる。

水道事業は、住民生活を支える極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、近年全国各地で発生する豪雨災害や震災など、非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

玉津充議長

続いて、会計管理者より、水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

玉津会計管理者。

玉津武幸会計管理者

平成28年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は、款のみとさせていただきます。項以降の説明につきましては、主要な事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

議案書、21ページをご覧ください。

認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書の11ページからの平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

また、決算書説明資料をお手元に配布させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は16億1,759万2,388円、これに対しまして、収入済額は14億9,653万5,049円で、徴収率は92.52%、前年度が91.91%でございましたので、0.61%の増となり、この内、現年度分の徴収率は98.06%、滞納繰越分の徴収率は28.52%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は、6,731万1,000円であります。

第3款・利子割交付金の収入済額は、263万4,000円

第4款・配当割交付金の収入済額は、647万2,000円

13ページをご覧ください。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、377万7,000円

第6款・地方消費税交付金の収入済額は、2億2,613万9,000円

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は、1,791万7,000円

第8款・地方特例交付金の収入済額は、511万2,000円

第9款・地方交付税の収入済額は、43億2,266万6,000円

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は、143万8,000円

第11款・分担金及び負担金の収入済額は6,065万5,705円で、主な収入は、第2項・負担金の第2目の民生費負担金では、私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などがございます。

15ページをお願いします。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は、1億5,725万8,708円で、主な収入は、第1項・使用料の第5目・商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、体験型イベント交流施設使用料、また、第6目・土木使用料では、町営住宅使用料でございます。

第2項・手数料の主な収入につきましては、第1目・総務手数料の内、戸籍住民手数料などがございます。

17ページをお願いいたします。

次に、第13款・国庫支出金の収入済額は、8億9,022万4,837円で、主な収入は、第1項・国庫負担金では、第1目・民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当等負担金などがございます。

第2項の国庫補助金の主な収入は、第1目・総務費補助金では、地方創生加速化交付金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、第2目・民生費補助金では、年金生活者等支援臨時福祉給付金補助金、臨時福祉給付金補助金、子ども子育て支援交付金、地域生活支援事業費補助金など、第3目・衛生費補助金では、循環型社会形成推進交付金、第4目・農林水産業費補助金では、海岸保全施設整備事業など、第6目・土木費補助金では、社会資本整備総合交付金、第8目・教育費補助金では、学校施設環境改善交付金などがございます。

19ページをお願いいたします。

第14款・県支出金の収入済額は、6億1,664万720円で、第1項の県負担金の主な収入は、第2目・民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者自立支援給付等負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金などがございます。

第2項の県補助金の主な収入は、第1目・総務費補助金では、三重県地域活性化支援事業費補助金など、第2目・民生費補助金では、障がい者医療費補助金、一人親家庭等医療費補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金、こども医療費補助金。

21ページをお願いいたします。

第3目・衛生費補助金では、浄化槽設置促進事業補助金などがございます。

第4目・農林水産業費補助金では、農業委員会交付金、団体営ため池等整備事業費補助金、新規就農者総合支援事業費補助金、造林事業費補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金事業費交付金、漁港海岸保全事業費補助金。

第5目・商工費補助金では、消費者行政活性化基金事業補助金、第7目・消防費補助金では、地域減災力強化推進補助金、第8目・教育費補助金では、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金、第9目・災害復旧費補助金では、林道災害復旧事業費補助金、第10目は、電源立地地域対策交付金でございます。

第3項の委託金の主な収入は、第1目・総務費委託金では、個人県民税徴収取扱委託金、第24回参議院議員通常選挙執行委託金、経済センサス市町交付金などが主な収入でございます。

23ページをご覧ください。

第6目・土木費委託金では、江ノ浦橋の管理委託金や、海岸清掃・港湾施設清掃委託金などございました。

第15款・財産収入の収入済額は、1,971万3,092円で、主な収入は、第1項の財産運用収入では土地の貸付収入、基金運用利息、第2項の財産売払い収入では、土地・立木・物品の売払い収入などがございます。

第16款・寄附金の収入済額は、1億1,888万7,457円で、第1目・総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金で、寄附件数は4,881件でございます。

第17款・繰入金の収入済額は、4億2,285万198円で、主な収入は、第1項の基金繰入金では、第1目・財政調整基金や、25ページをお願いいたします。

第3目・地域づくり事業基金、第4目・福祉事業基金、第8目・庁舎等改築及び改修基金、第17目・交通安全対策事業基金、第18目・ふるさと応援基金、第20目・紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金からの繰入でございます。

第2項の特別会計繰入金では、後期高齢者医療特別会計の精算による繰入でございます。

第18款・繰越金の収入済額は、6億3,468万7,991円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入の収入済額は、1億2,996万4,610円で、主な収入は、第1項の延滞加算金及び過料では、町民税や、固定資産税などの延滞金、第3項の貸付金元利収入では、奨学金貸付金返還金と災害援護資金貸付金返還金。

27ページをお願いします。

第4項・受託事業収入では、第1目・民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入でございます。

第20款・町債の収入済額は、11億9万5,000円となり、第1目・総務債では、情報セキュリティ強化事業債、過疎地域自立促進特別事業債でございます。

第2目・民生債では、障害者支援施設整備事業債、第4目・農林水産業債では、海岸保全施設整備事業債などがございます。

第6目・土木債では、主なものは、町道長島下地線道路整備事業債、町道小山1号線道路整備事業債、町道井の島山本2号線道路整備事業債、橋りょう改修事業債など、第7目・消防債では、避難路誘導灯設置事業債、消防ポンプ自動車整備事業債、避難路整備事業債、消火栓新設事業債など、第8目・教育債では、社会体育施設整備事業債など、第9目・災害復旧事業債は、林道災害復旧事業債でございます。第10目は、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額104億1,383万5,900円に対する調定額は105億4,116万1,704円でございます。

調定額に対しまして、収入済額が103億5,097万9,367円、第1款・町税の不納欠損額は986万3,303円。また、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入を合わせた、収入未済額が1億8,031万9,034円と相成りました。

玉津充議長

ここで休憩します。1時まで休憩します。

(午前 11時 48分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 1時 00分)

玉津充議長

玉津会計管理者。

玉津武幸会計管理者

午前に引き続き、よろしくお願ひいたします。

午前にですね、一般会計、歳入のところ、1つ訂正がございますので、決算書13ページをお願いいたします。

第6款・地方消費税交付金の収入済額2億7,613万9,000円のところ、私、2億2,613万9,000円と読み間違いました。どうも失礼いたします。訂正よろしくお願ひします。

それでは、歳出のほうに移らせていただきたいと思います。

続きまして、31ページから説明させていただきたいと思います。

第1款・議会費、支出済額は9,382万3,486円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は16億2,695万335円で、主な支出は、第1項・総務管理費の第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム運営事業など。

33ページをお願いいたします。

第2目・文書広報費では、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、文書取扱事務経費、第5目・財産管理費は、庁舎・公用車の維持管理・財政調整基金、減債基金、環境衛生施設整備基金、ふるさと応援基金などへの積立金がございます。

35ページをお願いいたします。

第6目・企画費は、地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業、ふるさと寄附金推進事業などに要した経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、総合支所の管理経費などでございます。

37ページをお願いいたします。

第11目・一般訴訟費は、水道関係訴訟事業費、14目・地方創生費では、インバウンド対応魅力発信事業、特産品魅力アップ大作戦事業、「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進事業などに要した経費でございます。

第2項の徴税費の第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費に。

39ページをお願いします。

第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

第3項の戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業などに要した経費でございます。

第4項の選挙費は、41ページをお願いします。選挙管理委員会費の職員人件費や、参議院議員選挙、三重海区漁業調整委員選挙などの執行などに要した経費でございます。

第5項・統計調査費の第2目・指定統計費は、経済センサスなどの指定統計調査受託事業に要した経費でございます。

繰越明許費につきましては、31ページに戻っていただきたいと思えます。

第1項・総務管理費に記載されてございます、繰越明許費136万7,000円は、第1目・一般管理費の総合住民情報システム運営事業で、平成29年度へ繰り越すものでございます。

41ページをお願いいたします。

第3款・民生費の支出済額は26億9,227万4,695円で、主な支出は、第1項・社会福祉費の第1目・社会福祉総務費は、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業、臨時福祉給付金給付事業に。

第3目・身体障害者福祉費では、心身障害者医療費助成事業、障害者介護・訓練等給付事業などに、第4目・国民年金事務費は、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

45ページをお願いいたします。

第2項の老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、後期高齢者医療特別会計への繰出金に、第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に。

47ページをお願いします。

第3項の児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は、子育て支援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業に、第2目・保育所費は職員人件費や、児童保育事業、私立保

育所保育対策事業などに要した経費でございます。

49ページをお願いします。

第3目・児童措置費は児童手当等支給事業、第4目・母子福祉費は、一人親家庭等医療費助成事業や子ども医療費助成事業に要した経費でございます。

繰越明許費につきましては、41ページに戻っていただきまして、第1項・社会福祉費に記載されてございます、繰越明許費8,513万2,000円は、第1目・社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業で、平成29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

第4款・衛生費の支出済額は、10億5,244万1,340円で、主な支出は、第1項の保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や地域保健共通事業などに、第2目・予防費では、予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに、第3目・環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費でございます。

53ページをお願いいたします。

第2項・清掃費の第1目・清掃総務費は、職員人件費、第2目・塵芥処理費は、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、環境衛生センター管理運営事業、不燃物処理施設管理事業などに、第3目・し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費でございます。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還等のための繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額は、4億4,613万1,771円で、主な支出は、55ページをお願いいたします。

第1項・農業費の第2目・農業総務費で、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、新規就農者総合支援事業に、第5目・農地費は、海岸環境整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などに要した経費でございます。

57ページをお願いいたします。

第2項・林業費の第1目・林業総務費は、職員人件費、第2目・林業振興費では木造住宅建築促進事業や、みえ森と緑の県民税市町交付金事業に、第3目・林業施設費は、林道・治山関係事業に。

59ページをお願いします。

第4目・町有林造成費は、職員人件費や町有林の造成などに要した経費でございます。

第3項・水産業費の第1目・水産業総務費は、職員人件費。

61ページをお願いいたします。

第2目・水産業振興費は、漁業振興対策事業に係る各種補助事業や、水産資源増殖のための種苗放流事業に、第3目・漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要した経費などがございます。

なお、繰越明許費につきましては、55ページに戻っていただきまして、第1項・農業費に記載されてございます、繰越明許費1,564万8,000円は、第3目・農業振興費の畜産施設整備事業費で、57ページをお願いいたします。

第2項・林業費、第3目・林道施設費に記載されてございます、繰越明許費648万8,591円は、林道・治山関係事業費で、61ページをお願いいたします。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費に記載されてございます、繰越明許費9,135万円は、矢口漁港海岸保全施設整備事業に要する経費で、平成29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

第6款・商工費の支出済額は、2億2,364万9,284円で、主な支出は、第1項の商工費の第1目・商工総務費では、職員人件費、第2目・商工業振興費では、道の駅紀伊長島マンボウや道の駅海山の管理事業、地域振興施設運営管理事業、中小企業指導育成事業などに、第3目・観光費では、観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業及び、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、観光振興推進事業などに要した経費でございます。

63ページをお願いいたします。

第7款・土木費の支出済額は、4億6,213万3,915円で、主な支出は、第1項の土木管理費の第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務、地籍調査事業などに。

65ページをお願いします。

第2項の道路橋りょう費の第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費に。第2目・道路橋りょう維持費では、町道の維持・補修事業に。第3目・道路橋りょう新設改良費では、町道小山1号線道路整備事業、町道井の島山本2号線道路整備事業、町道相賀相生町2号線道路整備事業、町道山本1号線道路整備事業などに、第3項の河川費の第1目・河川総務費では海岸環境清掃業務委託事業などに。

67ページをお願いいたします。

第2目・河川施設費では、河川改修及び維持補修事業に、第3目・砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業に要した経費でございます。

第4項・港湾費の第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費でございます。

第5項の都市計画費の第1目・都市計画総務費では、職員人件費などがございます。69ページをお願いいたします。

第6項の住宅費では、町営住宅維持管理事業、木造住宅耐震診断等事業などに要した経費でございます。

なお、67ページに戻っていただきまして、第3項・河川費の第3目・砂防費に記載されております、繰越明許費の894万4,651円は、急傾斜地崩壊対策事業負担金を、また、第4項・港湾費の第2目・港湾施設費に記載されてございます、繰越明許費の609万2,900円は、港湾施設整備事業負担金を、平成29年度へそれぞれ繰り越すものでございます。

次に69ページをお願いいたします。

第8款・消防費の支出済額は、6億779万2,982円で、主な支出は、第1項・消防費の第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金、第2目・非常備消防費では、消防団出動事業、消防団員活動事業。

71ページをお願いいたします。

第3目・消防施設費では、小型動力ポンプ付積載車整備事業などに、第4目・水防費では、排水機場や樋門等の維持管理費に、第5目・災害対策費では、災害対策事業、防災行政無線管理事業、地震・津波災害避難路等整備事業や、自主防災組織対策事業などに要した経費でございます。

73ページをお願いいたします。

第9款・教育費の支出済額は、12億635万3,899円で、主な支出は、第1項の教育総務費の第2目・事務局費では職員人件費、スクールバス運行業務委託事業などに。

75ページをお願いいたします。

第2項の小学校費の第1目・学校管理費では、小学校10校の管理・運営に要した経費、また各小学校の改修事業などに要した経費でございます。

第2目・教育振興費では、各小学校校医報酬、理科教育等設備整備事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助費などに要した経費でございます。

第3項・中学校費の第1目・学校管理費では、中学校4校の管理・運営に要した経費、また各中学校の改修事業などに要した経費でございます。

77ページをお願いします。

第2目・教育振興費では、各中学校校医報酬、理科教育等設備整備事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助費などに要した経費でございます。

第4項の幼稚園費では、職員人件費、幼稚園2園の管理・運営経費に要した経費でございます。

79ページをお願いいたします。

第5項・社会教育費の第1目・社会教育総務費では、職員人件費、町民センター図書室・若者センターなどの運営経費、紀伊長島図書室・郷土資料館整備事業、文化振興事業、放課後子ども教室推進事業などに要した経費でございます。

第2目・公民館費では、公民館の管理運営に、第3目・郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営に。

81ページをお願いいたします。

第4目・文化財調査費では、文化財保護事業や特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費でございます。

第6項・保健体育費の第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業や社会体育団体活動費等助成事業に。

83ページをお願いします。

第2目・給食施設費では、各学校・給食センター等給食施設の管理運営に。第3目・体育施設費では、社会体育施設の管理運営、健康増進施設建設事業などに要した経費でございます。

なお、79ページに戻っていただきまして、第5項・社会教育費の第2目・公民館費に記載されてございます、繰越明許費902万6,000円は、海山地区公民館管理運営事業の経費を平成29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

第10款の災害復旧費の支出済額は、4,246万1,958円で、主な支出は、第2項・農林水産施設災害復旧費の第3目・林業施設災害復旧費で、国補林道災害復旧事業や町単林道災害復旧事業に要した経費でございます。

なお、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費に記載されて

ございます、繰越明許費の1,101万3,600円は、国補林道災害復旧事業に要する経費で、平成29年度に繰り越すものでございます。

85ページをお願いいたします。

第11款の公債費の支出済額は、13億3,366万4,059円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

第14款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額104億1,383万5,900円に対しまして、支出済額が97億8,767万7,724円、繰越明許費繰越額が2億3,504万2,742円、その結果、差引不用額は3億9,111万5,434円と相成りました。

87ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額103億5,097万9,000円から、歳出総額97億8,767万8,000円を差し引きました、歳入歳出差引額は、5億6,330万1,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,612万5,000円を差し引いた、5億3,717万6,000円を、実質収支額として29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、財産に関する調書について、ご説明申し上げます。

前年度に比べ増減のあったところのみ、説明させていただきます。

89ページをお願いいたします。

1 公有財産（1）土地及び建物でございますが、土地についての区分欄、公共用財産、学校の土地1万3,573㎡が減、その他の施設の土地1万3,573㎡が増となっております。これは、志子小学校、島勝小学校、白浦小学校の廃校手続きの実施に伴い、用途が変更になったものでございます。

次に、山林が935㎡減となっております。これは、県道海山尾鷲港線道路改良工事に伴う売却353㎡と、三浦地内のオカ谷、県砂防工事に伴う売却582㎡によるものでございます。

次に建物でございますが、建物の木造についての区分欄、公共用財産、学校が796㎡減となっております。これは、先ほどの土地と同様、廃校手続きの実施に伴い、島勝小学校、白浦小学校の木造校舎分の減によるものでございます。

次に、公営住宅が240㎡減となっております。これは、老朽化の激しい町営住宅7戸の解体に伴う減でございます。その他の施設が748㎡増となっております。これは、

閉校に伴う学校用建物が用途変更になった796㎡の増と、潮南中学校教員住宅取壊しに伴う48㎡の減を精算したものでございます。

続きまして、非木造についての区分欄、公共用財産、学校で4,135㎡の減、その他の施設で、4,135㎡の増となっております。これも志子小学校、島勝小学校、白浦小学校の廃校手続きに伴い、用途が変更になったものでございます。

(2)の山林の面積につきまして、区分欄、所有では、42万5,665㎡の増、分収林では13万800㎡の減、貸付林では29万5,800㎡の減となっております。これは、分収林と貸付林の返還によるものと、(1)土地及び建物のところで説明しました、県営工事で三重県へ売却しました、935㎡の精算によるものでございます。

立木の推定蓄積量につきましては、所有では、1万345㎡の増となり、その内容は生長による増と、返還分による増と、伐採による減の精算によるもので、分収林では913㎡の減であり、生長による増と、伐採による減の精算によるものでございます。

合計は、9,432㎡の増でございます。

(3)の物権の増減はありませんでした。

90ページをお願いいたします。

(4)の出資による権利のところで、出資金が全国遠洋沖合漁業信用基金協会で30万円増額となっておりますが、これは増資によるものでございます。

(5)の出損金につきましては、増減がございませんでした。

91ページをお願いいたします。

2の物品についての増減であります。区分欄、小型貨物自動車が増1台となっております。これは、グラウンド整備等で使用する、作業用軽ダンプを購入したことによるものでございます。

3の基金につきましての増減でございますが、区分、動産の有価証券のところでは1億5,000万円の増額となっておりますが、これは地域振興基金の中から、債券を購入したことによるものでございます。

次に、預金では、財政調整基金で2億2,900万8,000円減、減債基金では1億46万6,000円の増、庁舎等改築及び改修基金では455万9,000円の減、地域づくり事業基金192万7,000円の減、人材育成基金1,000円の増、福祉事業基金190万3,000円の減、環境衛生施設整備基金では1億15万3,000円の増、地域振興基金では1億4,238万8,000円の減となっておりますが、今年度の積立て分から債券購入に充てた額を差し引いたものでござ

ございます。

ふるさと応援基金4,829万4,000円の増、交通安全対策事業基金54万6,000円の減、みえ森と緑の県民税市町交付金基金354万7,000円の増、小計では1億3,496万4,000円の減となり、特別会計では、国民健康保険財政調整基金3,431万3,000円の減、指定介護老人福祉施設基金1,506万9,000円の減、小計では4,938万2,000円の減となり、基金全体では、3,434万6,000円を減額いたしております。

玉津武幸会計管理者

続きまして、認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書100ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をお願いいたします。

第1款の国民健康保険料の調定額は、5億237万1,537円で、これに対し収入済額は、3億7,915万1,165円で、収納率は75.47%、前年度は74.92%でございましたので、0.55%の増となり、この内、現年度分の収納率は95.58%で、前年対比0.13%の増、過年度分の収納率は12.79%で、前年対比0.66%の減でございます。

第3款・使用料及び手数料の収入済額4万8,950円は、保険料の督促手数料でございます。

第4款・国庫支出金の収入済額は、6億5,309万721円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と、102ページをお願いいたします。高額医療費共同事業負担金などでございます。

第2項の国庫補助金は、医療費の支払いに対する財政調整交付金などがございます。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は、1億914万7,000円で、社会保険診療報酬支

払基金からの退職者医療費に対する交付金でございます。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は、7億9,072万5,766円で、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者医療費に対する交付金でございます。

第7款・県支出金の収入済額は、1億4,832万4,740円で、第1項の県負担金は高額医療費共同事業負担金などで、第2項の県補助金は県財政調整交付金でございます。

第8款・共同事業交付金の収入済額は、6億8,346万8,048円で、三重県国民健康保険団体連合会からの高額医療費共同事業と、保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

104ページをお願いいたします。

第9款・財産収入の収入済額は1,713円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子でございます。

第10款・繰入金の収入済額は、2億981万6,493円で、一般会計などからの繰入金でございます。

第11款・繰越金の収入済額は787万8,803円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第12款・諸収入の収入済額は240万2,340円で、主な収入は106ページをお願いいたします。第3目・一般被保険者第三者納付金で、一般被保険者第三者行為損害賠償金などがございます。

以上、歳入合計では、予算現額30億9,939万9,000円に対する調定額は31億727万6,111円でございます。調定額に対しまして収入済額が29億8,405万5,739円、不納欠損額が483万2,704円、収入未済額が1億1,838万7,668円と相成りました。

歳出の説明をさせていただきます。

108ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は3,847万5,757円で、主な支出は、第1項の総務管理費では職員人件費や、三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は19億7,328万6,678円で、主な支出は、一般及び退職被保険者等の療養諸費と、110ページをお願いいたします。高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

112ページをお願いいたします。

第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は、2億6,346万536円で、主な支出は、社会

保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等でございます。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は18万6,998円で、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金等でございます。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は1万230円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金でございます。

第6款・介護納付金の支出済額は、1億957万2,109円で、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金でございます。

114ページをお願いいたします。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は、5億3,893万954円で、高額医療費や保険財政安定化などの共同事業のための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

第8款・保健事業費の支出済額は2,647万8,634円で、特定健康診査等事業及び、医療費通知や脳ドック健診などに要した経費でございます。

第9款・基金積立金の支出済額は1,713円で、国民健康保険財政調整基金への利子積立金でございます。

第10款・公債費の支出は、ございませんでした。

116ページをお願いいたします。

第11款・諸支出金の支出済額1,534万4,042円は、第2項・国県支出金返納金の第1目・国庫支出金返納金で、平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金、平成27年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金等の交付額の確定による返還などに要した経費でございます。

第13款の予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額30億9,939万9,000円に対しまして、支出済額が29億6,574万7,651円となり、その結果、差引不用額は1億3,365万1,349円と相成りました。

118ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額29億8,405万6,000円から歳出総額29億6,574万8,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,830万8,000円となり、これを平成29年度へ繰り越すものでございます。

玉津武幸会計管理者

続きまして、認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書125ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は、1億4,862万5,000円、収入済額は1億4,556万456円で、収納率は97.94%、前年度は98.25%でございましたので、0.31%の減となり、この内、現年度分の収納率は98.87%で、前年対比0.41%の減、過年度分の収納率は39.99%で、前年対比5.04%の減でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は5,360円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料の収入でございます。

第4款・繰入金の収入済額3億9,806万6,591円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は1,927万4,175円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は1,542万5,992円で、平成27年度療養給付費負担金の精算金などでございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億6,120万8,000円に対する調定額は5億8,139万7,118円でございます。調定額に対しまして、収入済額が5億7,833万2,574円、不納欠損額が4,441円、収入未済額は306万103円と相成りました。

127ページ、歳出の説明をさせていただきます。

第1款・総務費の支出済額は1,004万7,844円で、主な支出は、第1項・総務管理費で職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、5億2,862万3,746円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は1,900万886円で、主な支出は、療養給付費の精算による一般会計への繰出金などでございます。

以上、歳出合計は、予算現額 5 億6,120万8,000円に対しまして、支出済額が 5 億5,767万2,476円となり、その結果、差引不用額は、353万5,524円と相成りました。

129ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 5 億7,833万2,000円から、歳出総額 5 億5,767万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は2,066万円となり、これを平成29年度へ繰り越すものでございます。

玉津武幸会計管理者

続きまして、認定第 4 号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書、24ページをお願いいたします。

認定第 4 号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年 9 月 5 日提出

紀北町長 尾上壽一

136ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきます。

第 1 款・サービス収入の収入済額は、1 億3,742万8,334円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第 4 款・寄附金の収入済額は、ございませんでした。

第 5 款・繰入金の収入済額は、1,506万9,000円で指定介護老人福祉施設基金繰入金でございませぬ。

第 6 款の繰越金の収入済額は897万5,162円で、前年度の歳計剰余金でございませぬ。

第 7 款・諸収入の収入済額は187万1,148円で、主な収入は、第 3 項の利用料減免補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございませぬ。

以上、歳入合計は、予算現額 1 億6,313万5,000円に対する調定額は 1 億6,338万7,199 円でございます。調定額に対しまして収入済額は、1 億6,334万3,644円、収入未済額は 4 万3,555円と相成りました。

138ページをお願いいたします。

歳出を説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は、1億5,015万454円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は129万6,473円で、居宅介護サービス事業に要した経費でございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

140ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額1億6,313万5,000円に対しまして、支出済額が1億5,144万6,927円となり、その結果、差引不用額は1,168万8,073円と相成りました。

142ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億6,334万4,000円から歳出総額1億5,144万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は、1,189万7,000円となり、これを平成29年度へ繰り越すものでございます。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要を説明させていただきました。

十分にご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

玉津充議長

ここで休憩します。2時まで休憩といたします。

(午後 1時 49分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 2時 00分)

玉津充議長

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算の内容について、ご説明させていただきます。

まず、議案書の25ページをお願いいたします。

認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書につきまして、ご説明させていただきます。

あわせて決算の説明資料も配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

紀北町水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1. 平成28年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込額での記載となっております。

（1）収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益の決算額は、2億9,032万3,325円で、予算額に対しまして、471万7,325円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は、2億5,248万3,387円で、主なものといたしましては、上水道の水道使用料が、2億4,869万3,049円となっており、現年度分の収納率では、99.24%、過年度分の収納率では11.34%となっております。

第2項・営業外収益の決算額は、3,765万8,248円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金や、長期前受金の戻入等でございます。

第3項・特別利益の決算額は、18万1,690円で、主なものといたしましては、過年度未収金の減額により貸倒引当金を戻入したことによるものであります。

第2款・簡易水道事業収益の決算額は、1億4,946万3,427円で、予算額に対しまして、211万3,427円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は、1億21万2,239円で、主なものといたしましては、簡

易水道の水道使用料が、9,886万2,103円となっております。

現年度分の収納率は99.50%、過年度分の収納率14.49%となっております。

第2項・営業外収益の決算額は、4,925万1,188円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金、長期前受金の戻入でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は、2億8,834万4,446円で、不用額が、979万2,554円となっております。

第1項・営業費用の決算額は、2億6,737万8,243円で、主なものといたしましては、職員の給与費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却費等であります。

第2項・営業外費用の決算額は、2,091万6,551円で、主なものといたしましては、企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額であります。

第3項・特別損失の決算額は、4万9,652円で、主なものといたしましては、過年度水道料金の調定減によるものであります。

第2款・簡易水道事業費用の決算額は、1億1,287万7,631円で、不用額が、716万369円となっております。

第1項・営業費用の決算額は、9,793万5,198円で、主なものといたしましては、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却費等でございます。

第2項・営業外費用の決算額は、1,489万7,868円で、主なものといたしましては、企業債償還利息であります。

第3項・特別損失の決算額は、4万4,565円で、主なものといたしましては、過年度水道料金の調定減によるものであります。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は、1億6,347万2,344円で、予算額に対しまして、430万656円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は、400万円で、消火栓設置工事負担金1基40万円の10基分でございます。

第2項・補助金の決算額は、4,117万2,344円で、主なものといたしましては、簡易水道企業債償還元金の補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は、1億1,830万円で、企業債の内訳といたしましては、簡易水道債5,930万円、過疎債5,900万円となっております。

次に、支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は、3億4,476万6,336円で、不用額につきましては、3,208万5,544円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は、2億2,641万1,061円で、決算書の16ページに、200万円以上の工事を掲載しております。

また、翌年度への繰越額が1,262万4,120円となっております。

これに関しましては、6月定例会で繰越使用の報告をさせていただいております。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億1,835万5,275円で、内容につきましては、決算書の19ページの企業債の概況に掲載しております。

なお、4ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんといたしまして、不足額の1億8,129万3,992円を、消費税資本的収支調整額1,395万6,960円と、損益勘定留保資金1億2,183万5,311円、建設改良積立金4,550万1,721円で補てんする旨を記載させていただいております。

次に、6ページをお願いいたします。

2. 平成28年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

それでは、数字の2列目の収益、費用の合計額により、ご説明させていただきます。

1. 営業収益の合計額は、2億3,378万9,550円

2. 営業費用の合計額は、2億6,407万4,520円

3. 営業外収益の合計額は、3,765万8,342円

4. 営業外費用の合計額は、1,463万9,151円で

これらを差し引きいたしました、当年度上水道経常損失は、4列目に記載の額ですが、726万5,779円となりました。

次に、簡易水道事業につきましては、2列目の収益、費用の合計額ですが、

5. 簡易水道営業収益の合計額は、9,279万2,693円

6. 簡易水道営業費用の合計額は、9,589万1,722円

7. 簡易水道営業外収益の合計額は、4,925万1,188円

8. 簡易水道営業外費用の合計額は、1,489万7,868円で

これらを差し引きいたしました、当年度簡易水道経常利益は、4列目に記載の額ですが、3,125万4,291円となりました。

次に、7ページをお願いいたします。

9. 特別利益につきましては、18万1,690円

10. 特別損失につきましては、4万6,043円

11. 簡易水道特別損失につきましては、4万1,266円で

この特別損失につきましては、過年度の水道料金の減額によるものでございます。

次に、当年度純利益につきましては、2,408万2,893円、前年度繰越利益剰余金は、5億2,543万32円、その他未処分利益剰余金変動額は、4,550万1,721円で、当年度未処分利益剰余金は、5億9,501万4,646円となりました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

3. 平成28年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が、6億4,558万5,499円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は、3,866万4,795円となっております。

次に9ページの中ほどから始まっております、利益剰余金につきましては、減債積立金は、当年度の変動はなく、当年度末残高は、4,093万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額は、4,550万1,721円を取り崩しており、当年度末残高は、7,369万5,240円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は、6,958万4,614円で、当年度末残高は、5億9,501万4,646円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては、7億964万7,788円で、当年度末資本の合計は、13億9,389万8,082円となりました。

次に、8ページ下段の4. 平成28年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、議案第49号で本定例会に議案上程させていただいております、剰余金の処分案でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、10ページをお願いいたします。

5. 平成28年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜額での記載となっております。

資産の部では、表の右端の数字になりますが、固定資産の合計額が、38億239万6,057円、流動資産の合計額が、2億3,803万568円、資産の合計額は、40億4,042万6,625円と

なっております。

11ページをお願いいたします。

負債の部では、固定負債の合計額が、14億3,753万4,887円、流動負債の合計額が、1億3,760万1,996円、繰延収益の合計額が、10億7,139万1,660円で、負債の合計額は、26億4,652万8,543円となっております。

資本の部につきましては、

資本金が、6億4,558万5,499円、剰余金の合計額が、7億4,831万2,583円で、資本の合計額は、13億9,389万8,082円となっております。

負債と資本の合計額40億4,042万6,625円は、資産の合計額と合致しております。

12ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を表記しておりますので、よろしく申し上げます。

13ページからは、決算付属書類となっており、14ページから19ページにつきましては、平成28年度紀北町水道事業報告書でございます。

14ページは、平成28年度の収益的収支、資本的収支について、総括的なご説明を掲載させていただいております。

15ページは、議会の議決事項と職員に関する事項。

16ページは、200万円以上の建設改良工事の概況を掲載しております。

17ページは、平成28年度の業務の量で、給水契約戸数等を掲載しております。

18ページは、事業収入及び費用に関する事項でございます。

19ページは、重要契約の要旨といたしまして、500万円以上の工事契約と企業債の概況を記載しております。

平成28年度末の企業債の未償還残高は、15億6,772万189円となっております。

20ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

21ページから25ページは、収益費用明細書で、税抜きでの記載となっております。

26、27ページは、固定資産の明細書でございます。

28ページから33ページは、企業債の明細書を記載させていただいております。

以上で、平成28年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

玉津充議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題について、3回以内となっております。

委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第12

玉津充議長

日程第12 議案第43号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

玉津充議長

次に、日程第13 議案第44号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

玉津充議長

次に、日程第14 議案第45号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

玉津充議長

次に、日程第15 議案第46号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

玉津充議長

次に、日程第16 議案第47号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

玉津充議長

次に、日程第17 議案第48号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終了します。

日程第18

玉津充議長

次に、日程第18 議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第19

玉津充議長

次に、日程第19 認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑については、まず、歳入全般について質疑を行います。

歳出については、31ページの1款・議会費から、63ページの6款・商工費までと、63ページ7款・土木費から、91ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

それでは、11ページから30ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出、31ページの1款・議会費から、63ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、63ページの7款・土木費から、91ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

日程第20

玉津充議長

次に、日程第20 認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

玉津充議長

次に、日程第21 認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第22

玉津充議長

次に、日程第22 認定第4号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第23

玉津充議長

次に、日程第23 認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

日程第24～日程第25

玉津充議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第24及び日程第25の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求め
るため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに

します。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第3号 平成28年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第4号 平成28年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきまして、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたささせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

玉津充議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第3号についての内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦政課長

それでは、報告第3号について説明させていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

報告第3号 平成28年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成29年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、公表を行うとする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負

担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると、財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

27ページをご覧ください。

健全化赤字比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては7.4%で、前年度の8%と比べまして、0.6%減少していることから、改善が進んでいるものとなっております。

改善の要因といたしましては、地方債の償還が進み、元利償還金の額が減少したことなどによるものでございます。参考に記載しております、早期健全化基準の25%と比べましても、低い数値となっております。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから算出されませんでしたので、数値の記載はございません。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準以上のものはなく、健全性は確保されたものとなっております。

なお、28ページ、29ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

玉津充議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、報告第4号 平成28年度公営企業に係る資金不足比率の報告について、ご説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。

報告第4号 平成28年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成29年9月5日提出

次に31ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町の公営企業会計における資金不足比率でございますが、水道事業会計におきまして、資金不足は発生しておりません。

32ページからは、監査委員の意見書をつけさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

玉津充議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

日程第24

玉津充議長

これから質疑を行います。

日程第24 報告第3号 平成28年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

日程第25

玉津充議長

次に、日程第25 報告第4号 平成28年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで、2件の報告案件についての質疑は終了し、聞き置くこととします。

日程第26

玉津充議長

次に、日程第26 陳情案件を議題とします。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情1件をここに受理することとし、別紙、陳情文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

平成29年9月紀北町議会定例会 陳情文書表。

平成29年9月5日。受理番号、陳情第1号。

受理年月日 平成29年8月24日。

件名、紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例の改正を求める陳情書
陳情の要旨

全国や三重県内の町村議会議員定数の状況、地域性等を考慮しましても、尾鷲市よりも有権者数で約2,000人少ない紀北町の議会議員定数については、見直すべきと考えますので、議員定数の適正化に向けた条例の改正を、議員の良識と責任において速やかに実行していただきますよう陳情します。

陳情者の住所及び氏名 北牟婁郡紀北町東長島769番地1

紀北町自治会連合会 会長 樋口健一氏

付託委員会は、総務産業常任委員会

以上でございます。

玉津充議長

以上で、陳情案件の説明を終わります。

なお、受理した陳情については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに

なりますので、ご報告を申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

玉津充議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で
暫時休憩します。

(午後 2時 37分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 38分)

日程の追加

玉津充議長

お諮りします。

ただいま、配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、
直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ち
に議題とすることに決定しました。

追加日程第1

玉津充議長

追加日程第1 発議第2号 決算特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、審査期間については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定しました。

決算特別委員会委員の指名

玉津充議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1番 大西 瑞香 君

3番 奥村 仁 君

6番 瀧本 攻 君

7番 近澤 チヅル君

8番 入江 康仁 君

13番 東 清剛君

の6人を指名します。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり、選任することに決定しました。

正副委員長の互選

玉津充議長

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

玉津充議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩とします。

(午後 2時 42分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 46分)

玉津充議長

ただいまの互選結果について報告します。

決算特別委員会委員長に、瀧本 攻君

副委員長に、入江康仁君が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしく願いいたします。

玉津充議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩します。

委員会付託表を配付してください。

(午後 2時 47分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 48分)

委員会付託**玉津充議長**

配付漏れはございませんか。

お諮りします。

本日の議題となっております案件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

玉津充議長

これで、本日の日程は全て終了しました。

なお、付託案件の審査については、明日の6日は、総務産業常任委員会、7日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも午前9時30分からの開催になります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

それでは、これで本日は散会いたします。

(午後 2時 49分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 入江康仁